

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,450,444,215円となります。

また、中間配当金として5円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	9,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	9,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全ての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取り組みを進めております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、当行株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを平成30年4月26日開催の取締役会で決議いたしました。併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、以下のとおり株式併合（2株を1株に併合）を実施するものです。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当行普通株式について、2株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3億9千5百1万4千5百株

株式併合の割合に合わせて、現行の7億9千2万9千株から3億9千5百1万4千5百株に減少させるものであります。

(4) その他

端数株式の処分方法など、その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

〈ご参考〉

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成30年10月1日付で定款変更の効力が発生します。

なお、変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>7億9千2万9千</u> 株とする。 (単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億9千5百1万</u> <u>4千5百</u> 株とする。 (単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役小島信夫、橋本 清、齋藤 康及び内村廣志の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	はしもと きよし 橋本 清 (昭和32年11月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和56年 5月 当行入行 平成22年 6月 同取締役融資第一部長 平成25年 6月 同常務取締役 平成28年 6月 同専務取締役専務執行役員 (現任) 監査部、リスク管理部、 お客様相談室、事務部、 システム部、事務集中部担当	30,000株
	【取締役候補者とした理由】 実叅支店長、営業企画部長等を歴任したほか、平成22年6月より取締役を、平成28年6月からは専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		
2	あき やま さとる 秋山 智 (昭和39年3月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	昭和61年 5月 当行入行 平成17年 4月 同津田沼支店長 平成25年 6月 同柏支店長 平成27年 6月 同取締役船橋支店長 平成28年 6月 同執行役員船橋支店長 平成29年 6月 同常務執行役員（現任） 融資部担当	31,430株
	【取締役候補者とした理由】 柏支店長、取締役船橋支店長、常務執行役員等を歴任して培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
3	<p style="text-align: center;">さいとう やすし 齋藤 康 (昭和17年6月3日生)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">再任</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立</div> </div>	<p>昭和50年 2月 千葉大学助手 昭和59年 2月 同講師 平成 5年12月 山形大学教授 平成 7年 5月 千葉大学教授 平成17年 4月 国立大学法人千葉大学医学部附属病院長 平成19年 4月 国立大学法人千葉大学理事・副学長 平成20年 4月 同学長 平成26年 4月 千葉市病院事業管理者（現任） 平成26年 6月 当行社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 千葉市病院事業管理者</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験の有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> <p>【独立性について】 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、現在、千葉市の病院事業管理者を務めておられますが、同市と当行との間における平成29年度の取引額は、同市の収入及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
4	うちむらひろし 内村 廣志 (昭和25年4月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	昭和49年 4月 大蔵省入省 平成 5年 7月 同国際金融局調査課長 平成11年 7月 金融監督庁 長官官房総務課長 平成12年 7月 大蔵省 東海財務局長 平成13年 7月 財務省 近畿財務局長 平成16年 7月 同関東財務局長 平成17年 9月 国土交通省 政策統括官 平成18年 7月 一般社団法人第二地方銀行協会 副会長・専務理事 平成27年11月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 法務部顧問 平成28年 6月 当行社外取締役（現任）	1,000株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 大蔵省に入省され、東海、近畿、関東の各財務局長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p>【独立性について】 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、一般社団法人第二地方銀行協会の副会長・専務理事を平成27年10月まで務めておられましたが、同協会と当行との間における平成29年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 齋藤 康氏及び内村廣志氏は社外取締役候補者であります。
 なお当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
 齋藤 康氏及び内村廣志氏が選任された場合、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役小澤 進、大塚 弘及び小野 功の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	<p>たか はし こう いち 高橋 弘一 (昭和37年4月3日生) 新任</p>	<p>昭和60年 5月 当行入行 平成17年 2月 同大久保支店長 平成18年 6月 同西千葉支店長 平成19年 6月 同経営企画部広報グループリーダー 平成20年 6月 同経営企画部経営企画グループ兼 広報グループリーダー 平成21年 2月 同経営企画部経営企画グループリーダー 平成22年 4月 同経営企画部副部長兼 経営企画グループリーダー 平成22年 6月 同野田支店長 平成24年 6月 同湖北台支店長 平成26年 6月 同リスク管理部長（現任）</p>	1,000株
<p>【監査役候補者とした理由】 野田支店長、湖北台支店長、リスク管理部長等を歴任して培った幅広い知識と豊富な業務経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
2	<p data-bbox="258 511 485 591">おのいさお 小野功 (昭和19年5月23日生)</p> <div data-bbox="311 595 432 632" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div> <div data-bbox="311 644 432 680" style="background-color: #cccccc; padding: 2px; text-align: center;">社外</div> <div data-bbox="311 692 432 728" style="background-color: #cccccc; padding: 2px; text-align: center;">独立</div>	<p data-bbox="511 311 1165 465">昭和43年 4月 株式会社日立製作所入社 平成14年 6月 同専務取締役情報事業統括本部長兼CEO 平成16年 4月 同代表執行役 執行役副社長 平成18年 4月 同特命顧問 平成18年 6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 代表執行役 執行役社長 (現 株式会社日立ソリューションズ)</p> <p data-bbox="511 535 1165 622">平成18年 6月 当行社外監査役 平成22年 4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役会長</p> <p data-bbox="511 632 1059 719">平成22年 6月 株式会社日立製作所 取締役 平成22年10月 株式会社日立ソリューションズ 取締役会長</p> <p data-bbox="511 728 1059 849">平成24年 4月 同相談役 平成26年 4月 同名誉相談役（現任） 平成26年 6月 株式会社NSD社外監査役（現任） 平成26年 6月 当行社外監査役（現任）</p> <p data-bbox="511 858 969 946">（重要な兼職の状況） 株式会社日立ソリューションズ名誉相談役 株式会社NSD社外監査役</p>	10,000株
<p data-bbox="269 973 601 997">【社外監査役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="269 1003 1377 1120">企業経営者として長年培ってきた幅広い知識と豊富な経験に加え、金融関係におけるITの専門知識を有しております。その知識と経験を引き続き当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者としたしました。同氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって通算8年となります。</p> <p data-bbox="269 1126 459 1150">【独立性について】</p> <p data-bbox="269 1156 1377 1336">同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、株式会社日立ソリューションズ取締役会長を平成24年4月まで務めておられましたが、同社と当行との間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。また、同氏は、株式会社日立製作所の取締役を平成24年6月まで務めておられましたが、同社と当行との間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
3	<p style="text-align: center;">はなだ つとむ 花田 力 (昭和19年1月15日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	<p>昭和41年 4月 京成電鉄株式会社入社 平成 5年 7月 同鉄道本部運輸部長 平成10年 6月 同取締役鉄道副本部長 平成12年 6月 同常務取締役 平成14年 6月 新京成電鉄株式会社 社外取締役（現任） 平成14年 6月 京成電鉄株式会社代表取締役 専務取締役 平成16年 6月 同代表取締役社長 平成17年 6月 株式会社オリエンタルランド 社外取締役（現任） 平成23年 6月 京成電鉄株式会社代表取締役会長 平成27年 6月 同相談役（現任） (重要な兼職の状況) 京成電鉄株式会社相談役 新京成電鉄株式会社社外取締役 株式会社オリエンタルランド社外取締役</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 企業経営者として長年培ってきた幅広い知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者といたしました。</p> <p>【独立性について】 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、京成電鉄株式会社の代表取締役会長を平成27年6月まで務めておられましたが、同社と当行との間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
 2. 小野 功氏及び花田 力氏は社外監査役候補者であります。
 なお当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 3. 社外監査役候補者の責任限定契約について
 小野 功氏及び花田 力氏が選任された場合、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
 - （1）上記1から4までに該当する者。
 - （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。